

網走市における町内会への加入促進に関する協定書

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会北見支部（以下「宅建協会」という。）、網走市町内会連合会（以下「市町連」という。）並びに網走市（以下「市」という。）は、網走市における市民の町内会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市における町内会の加入率の向上を目指して、宅建協会、市町連及び市が相互に連携・協力をし、協働の視点から、市民の町内会への加入を促進することにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって市民主体のまちづくりを一層推進することを目的とする。

（町内会の定義）

第2条 この協定書において町内会とは、同じ地域に住む住民相互により結成され、住民自治を促進するための任意団体をいう。

（協定事項）

第3条 宅建協会、市町連及び市は、次の役割分担に基づき、市民の町内会への加入促進に取り組む。

- （1）市町連は、町内会への加入促進に関するチラシ等を作成し、これらを宅建協会会員へ配布するとともに、市民の町内会への加入促進に関する情報を提供する。
- （2）宅建協会は、会員各店舗において、町内会への加入促進に係る情報提供を行うとともに、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約（更新契約を含む。）の仲介等を行う場合において、当該契約の相手方に対し、町内会への加入促進に関するチラシ等により、町内会への加入を促すよう努める。
- （3）市は、宅建協会、市町連それぞれに対し、本協定に基づく市民の町内会への加入促進に係る事業に関し、宅建協会、市町連と協議の上、必要な支援を行うものとする。
- （4）宅建協会、市町連及び市は、上記に定めるもののほか、市民の町内会への加入促進に関し、相互に連携・協力し、必要と認められる事業を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、宅建協会、市町連及び市のいずれからもこの協定の解除の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、宅建協会、市町連、市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、宅建協会、市町連及び市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月 8日

北見市常盤町4丁目12番2号
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 北見支部

支部長 近江 強

網走市北11条東1丁目10番地
網走市町内会連合会

会長 黒田 幸市

網走市南6条東4丁目
網走市

網走市長 水谷 洋一